

柏市ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正処理に係る行政 処分等の実施要領

制定 令和 4年 2月 7日

施行 令和 4年 4月 1日

(目的)

第1条 この要領は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号。以下「法」という。）に基づき本市が行う高濃度のポリ塩化ビフェニル廃棄物（以下「高濃度PCB廃棄物」という。）の処理に係る不利益処分等（以下「行政処分等」という。）の実施のために必要な事項を、法及び関係法令の規定並びに「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に基づく行政処分等の実施について」（令和3年3月29日付け環循規発第21032921号・環循施発第2103291号環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長・ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進室長通知）の内容に基づき定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領における用語の定義は、法に定めるもののほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 所有者 法第2条第5項の保管事業者及び同条第6項の所有事業者で、同法第18条第3項又は第20条第2項の適用を受ける者
- (2) 処理施設 処分業者である中間貯蔵・環境安全事業株式会社（以下「JESCO」という。）の拠点的広域処理施設（行政処分の種類等）

第3条 この要領における行政処分の種類及び意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 改善命令 法第12条の規定に基づき、高濃度PCB廃棄物の所有者に対し、期限を定めて当該高濃度PCB廃棄物の処分その他必要な措置を講じるべきことを命令すること。

(2) 代執行 高濃度 P C B 廃棄物の確実かつ適正な処理上の支障が生じるおそれがあり，かつ法第 1 3 条第 1 項各号のいずれかの規定に該当すると認められるとき，同条の規定に基づき，市長が自らその処分等措置の全部又は一部を講じること。

(報告の徴収，立入検査等)

第 4 条 改善命令又は代執行を行おうとする場合は，原則として，法第 2 4 条及び同法第 2 5 条の規定に基づき，報告の徴収及び立入検査等を行い，改善命令又は代執行の対象となるか否かを事前に確認するものとする。

2 報告を徴収する際は，報告の拒否又は虚偽報告があった場合には罰則が適用され得ることをあらかじめ明示し，違反行為がなされた場合には，その内容に応じ，捜査機関と協議の上，厳正に対処することを原則とする。

3 立入検査の際は，検査又は収去に対する拒否，妨害又は忌避があった場合には罰則が適用され得ることをあらかじめ明示し，実際に違反行為がなされた場合には，その内容に応じ，捜査機関と協議の上，厳正に対処することを原則とする。

(改善命令)

第 5 条 報告の徴収又は立入検査により，所有者が改善命令の対象となる事実を確認した場合には，速やかに改善命令の決定を行い，当該所有者に対し，法第 1 2 条第 2 項の命令書を交付する。

2 前項の命令書は，ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則（平成 1 3 年環境省令第 2 3 号。以下「省令」という。）第 1 8 条の規定に基づき作成する。

3 改善命令の対象となった所有者における改善の履行状況については，履行期限までに改善が履行されるよう，継続的に確認するものとする。

4 改善命令の対象となった所有者が，履行期限までに改善を履行しなかった場合（履行が不十分である場合及び将来にわたって十分な履行がなされる見込みがない場合を含む。），法第 3 3 条第 1 号の規定に基づく罰則の適用については，捜査機関と協議の上，厳正に対処することを原則とする。

(行政処分の公表)

第 6 条 前条の改善命令を行ったときは，速やかにその事実を公表する。

（弁明の機会の付与）

第 7 条 第 5 条第 1 項の改善命令を決定した場合，同項の命令書を交付する前に，行政手続法（平成 5 年法律第 8 8 号）第 1 3 条第 1 項第 2 号の規定に基づき，当該所有者に対し，弁明の機会を付与する。

2 前項の規定は，同法第 1 3 条第 2 項第 1 号の規定により，公益上緊急に改善命令を行う必要があり，弁明の機会の付与に係る手続を執ることができないときは適用しない。

（代執行）

第 8 条 改善命令の対象となった所有者が第 5 条第 4 項の規定を適用されるに至った場合その他法第 1 3 条第 1 項各号に該当した場合，当該所有者が所有する高濃度 P C B 廃棄物の処分について，同条の規定に基づく代執行の手続を開始することを原則とする。

2 代執行を実施する際は，所有者に対し，あらかじめ書面により次の事項を通知するものとする。

（1）根拠となる事実

（2）実施内容，日時

（3）費用の概算額及び徴収方法

3 所有者が確知できない場合，公告をもって，前項の通知に代える。

（代執行費用の求償）

第 9 条 前条の代執行に要した費用については，行政代執行法（昭和 2 3 年法律第 4 3 号）第 5 条及び第 6 条の規定により当該所有者に求償する。

（補則）

第 1 0 条 この要領に定めるもののほか必要な事項は，市長が別に定める。

附 則

この要領は，令和 4 年 4 月 1 日から施行する。